

調査のあらまし

1 調査の目的

住宅・土地統計調査は、我が国における住宅及び世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を明らかにすることにより、住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的としています。また、住環境対策として空き家対策の重要性が年々高まっていることから、空き家を含めた住生活の実態を把握することとしています。

なお、住宅・土地統計調査は、1948年以來5年ごとに実施してきた住宅統計調査の調査内容等を1998年調査時に変更したものであり、2018年調査はその15回目に当たります。

2 調査の根拠法令

この調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査であり、住宅・土地統計調査規則（昭和57年総理府令第41号）に基づいて実施しました。

3 調査の時期

調査は、2018年10月1日現在によって実施されました。

4 調査の対象

調査期日において、総務省が選定した調査単位区内から抽出した住宅及び住宅以外で人が居住する建物並びにこれらに居住している世帯（本県約21万世帯）を対象としました。ただし、次に掲げる施設及びこれらに居住する世帯は、調査の対象から除外しました。

- (1) 外国の大使館・公使館、領事館その他の外国政府の公的機関や国際機関が管理している施設及び外交官・領事官やその随員（家族を含む。）が居住している住宅
- (2) 皇室用財産である施設
- (3) 拘留所、刑務所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院及び入国者収容所
- (4) 自衛隊の営舎その他の施設
- (5) 在日米軍用施設

5 調査の方法

(1) 調査の系統

この調査は、国—県—市町村—指導員—調査員—調査世帯の系統により実施しました。

(2) 調査の方法

調査員がインターネット回答用調査書類を調査世帯の郵便受けに入れる等して配布した後、インターネット回答がなかった世帯に対しては、訪問して紙調査票を配布しました。世帯はインターネットによる回答、記入した調査票を調査員等に提出する方法及び郵送により提出する方法により回答を行いました。

6 結果の公表

インターネットへの掲載により公表します。